牧中学校いじめ防止基本方針

　平成25年６月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条に基づき、当校の実情に応じた、学校いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。

　牧中学校いじめ防止基本方針には、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」を主な項目とし、「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「家庭や地域とどう協力し合うのか」等を示す。

平成２７年４月

上越市立牧中学校

上越市立牧中学校いじめ防止基本方針牧中学校いじめ防止基本方針越市上越立牧中学上校いじめ防止基本上越市立牧中学校

【目指す生徒像】

○いじめは決して許されることのない人権侵害であることを理解し、絶対にいじめをしない。

○自分がいじめられた場合だけでなく、他のいじめを発見したときは、決して見て見ぬふりをせず、すぐに先生や親に相談する。

○自分を大切にするとともに、他者への思いやりの心を大切にし、友だちの喜びや心の痛みを、その人の気持ちになって感じたり考えたりできる。

○学校での活動だけでなく、地域における活動にも積極的に参加し、同年代の仲間だけでなく異年齢の子どもや大人と交流することで、豊かな心を育み、望ましい人間関係を築く。

○生活の仕方や文化、ものの考え方などに違いがある人々とも進んで交流する。

【関係機関との連携】

迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために次の機関との連携を強化する。

・上越市教育委員会

・牧区総合事務所教育文化ｸﾞﾙｰﾌﾟ

・児童相談所　・牧小学校

・牧中学校学校運営協議会

・民生委員・児童委員

・上越警察署生活安全課

・家庭裁判所

・その他の関係機関

【校内組織】

いじめ不登校対策委員会（生活プロジェクト）

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ）

役　割：いじめ防止基本方針の策定、いじめの未然防止・早期発見・早期対応

開　催：原則毎週１回

【家庭・地域との連携】

学校の実態を公開するとともに生徒を様々な立場で支える体制を築く。

・開かれた学校づくり

　･･･授業参観・保護者会・学校行事の公開等

・ＰＴＡ組織との連携

・地域行事への教職員と生徒の参加

・学校関係者評価の実施

未然防止

（１）分かりやすく生徒が主体的に参加できるような授業づくり、集団づくりを行う。

（２）学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。

（３）学校の教育活動全体を通じ、人権教育や道徳教育、体験活動などを充実させるための工夫をする。

（４）いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図ると共に、「いじめ見逃しゼロスクール運動」などをとおして、生徒、保護者に対しても「いじめは許さない」という意識の周知徹底を図る。

（５）学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめ問題について協議する機会を設け

るなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

早期発見

（１）教職員の日常的な観察を充実させ、生徒の様子にきめ細やかな目を配る。

（２）「心の体温計」など定期的なアンケート調査（月に１回）や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。※教育相談（５月、１０月）

いじめへの対処

（１）被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

（２）事実確認を迅速に行うとともに、教職員全員の共通理解を図る。

（３）保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態への対処と同種の事態の再発の防止に資するために行うものである。

１．いじめの防止等の取組を推進していく基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの学級でも、ど

の生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を

図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく必要がある。

また、学校と家庭、地域、その他の関係機関との連携も積極的に行っていくことも重要な課題である。いじめ防止の取組は、一過性ではなく、継続して行い、未然防止、早期発見、早期対応にあたることが重要である。

いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児

童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（イ

ンターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が

心身の苦痛を感じているものをいういじめの定義を理解する「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児

童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（イ

ンターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が

心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法総則」より\_。

「いじめ防止対策推進法総則」より\_

いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と

一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット

を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ

ているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 総則　第２条」より

２．いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策を行う。

○ 組織名称：いじめ不登校対策委員会

○ 構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、

養護教諭、（スクールカウンセラー）

○ 委員会の取組内容

① いじめの防止等にかかわる取組方針や具体的な対応について、企画・立案する。

② いじめの未然防止、早期発見、早期対応の具体的な方策など、いじめ防止対策を推進する。

③ いじめ事案発生時はその対応を協議する。

○ 開催　当該委員会は（メンバーが同じなので）「生活プロジェクト」として原則週１回開催

３．いじめの未然防止の取組

「いじめが起こらない学校づくり」を目指し、未然防止に取り組むことが最も重要である。その

ためには、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が

もち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必

要がある。そのために、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に力を入れて

取り組む。

(1) 分かりやすく生徒が主体的に参加できるような授業づくり、集団づくりを行う。

①授業のＵＤ化を図り、授業改善に努め、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを行う。

②学級や学年の活動、生徒会活動、学校行事、部活動等を通して、望ましい人間関係や互いのよさを

認め合う環境をつくり、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。

(2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。

① 生徒会で「いじめ見逃しゼロスクール運動」に取り組むなど、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

② 委員会活動や部活動、地域行事への参加などを通して（小学生も含めた）異学年交流を図り、生徒が互いに認め合い、信頼し合う人間関係づくりを目指す。

③ 活動の中に生徒それぞれの役割を見い出させることにより、活動への前向きな意欲をもたせる。

(3) 学校の教育活動全体を通じ、人権教育や道徳教育、体験活動などを充実させるための工夫をする。

① いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。

② 人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

③ 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上

げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても「いじめは許さない」という意識の周知徹底を図る。

① 教職員の言動でいじめを誘発･助長･黙認することがないよう細心の注意を払う。

② 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善充実を図る。

③ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

(5) 学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設け

るなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

① 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

② ＰＴＡの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交

換する場を設ける。

③ いじめのもつ問題性やインターネットの危険性、家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者の研修会への参加を促し、学校・学年だよりなどでの広報活動を積極的に行う。

４．いじめの早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員

と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人の気づきにくいと

ころで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめ

を見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒にかかわるすべての情報を教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集すること

も大切である。

(1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。

① 子どもの声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、教育相談等）

② 子どもの行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール等）

③ 「生徒がいるところには教職員がいる」ことを目指し、巡視や生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。

(2) 定期的なアンケート調査（月に１回）や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体

制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

① 学期ごとに教育相談月間（５･10月）を設け、アンケート調査や教育相談を実施する。

② 生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

③ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

(3) 生徒およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

① 保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校へ連絡・相談できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

② 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。日頃から、生徒のよいところや気になるところなど、学校のようすについて連絡・相談しておくことが必要である。

③ 地域行事への参加、関係機関との情報共有など、日常的な連携を心がける。

５．いじめへの対処

いじめの兆候を発見したときには、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。また、発見・通報を受けた場合には、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速に事実確認と適切な指導を行い、特定の教員で抱え込まず組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る必要がある。

(1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

① いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

② いじめる子どもには、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。

③ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

把握すべき情報例

① 誰が誰をいじめているのか（加害者と被害者の確認）

② いつ、どこで起こったのか（時間と場所の確認）

③ どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか。（内容）

④ いじめのきっかけは何か。(背景と要因）

⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか。（期間）

※ 生徒の個人情報は、

その取扱いに十分

配慮する

(2) 事実確認を迅速に行うとともに、教職員全員の共通理解を図る。

① いじめの事実確認では、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

② 短時間で正確な事実関係を把握するため、また、学級担任等が抱え込むことのないよう複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもと、教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(3) 保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

① 校長は、事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。

② 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

③ 必要に応じて、教育委員会学校教育課の生徒指導担当の活用を図る。

（対応経路）

いじめ情報のキャッチ　　いじめ不登校対策委員会を招集する。

（市教委への報告・関係機関との連携）（保護者との連携）

今後の対応

生徒への指導・支援

指導体制、方針決定

(全職員による共通認識)

(全職員による共通認識)

正確な実態把握

６．重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発の防止に資するために行うものである。

(1) 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を

明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

(2) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。

(3) 当該生徒およびその保護者に対し、適時･適切な方法で調査結果を提供する。

重大事態とは

◎ いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、・生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

　　などのケースが想定される。

◎ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認

めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、生

徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。